

上越市環境マネジメントシステム「JMS」マニュアル

市民が生涯を通じて心身共に健やかで安心して生活できる「すこやかなまち」を目指して、市民全員が参画し地球環境問題の改善に取り組むことが、上越市の水とみどりを守り、健全で恵み豊かな環境を将来世代に継承していくための重要な課題です。

この地球環境問題を解決するためにトータルで行政サービスを任されている市役所が、普遍的・包括的に継続的な環境改善の取組を実践する必要があることから、上越市環境マネジメントシステム「JMS(ジェーエムエス)」を活用し、率先垂範、環境負荷軽減及び事務改善に取り組みます。

基本事項

JMSは、以下の3つの機能に特化し、PDCAサイクルに基づき環境方針の達成を目指すものです。そのため、JMS並びに必要な機能については、今後の運用実態や社会情勢の変化等を考慮して検証・見直しを行うとともに、PDCAサイクルの各プロセスにおける管理・運用方法等についても、毎年度見直しを行うものとします。

- 目標管理 … 省エネ法や温対法、環境基本計画などの進捗管理を行う。
- 法令遵守 … 一事業者としての義務であり、PDCAサイクルにより管理を行う。
- 内部監査 … 3年に1回課等のヒアリングを行い、有効性を実証する。

【基-1 組織】

JMSは、市役所のすべての部、局、課等及び総合事務所(以下、「組織」という。)が参加して取り組みます。

職名	充て職	役割・権限
環境管理総括者	市長	組織の環境管理を総合的かつ体系的に推進します。
環境管理副総括者	自治・市民環境部の事務を所管する副市長	総括者を補佐し、環境管理委員会を主宰します。また、総括者が欠けた時は、その職務を代理します。
環境管理副総括者補佐	理事	各実行部門の取組状況を確認し、調整します。
環境管理委員会	副総括者及び実行部門長	JMSを総合的かつ分野横断的に審議します。 委員長：副総括者 委員：実行部門長
上越市環境政策審議会EMS部会※1	上越市環境政策審議会EMS部会員	市民の視点に立った意見や提案をいただき、JMSに反映させます。
実行部門長	部局長	各実行部門のJMSを実施、維持及び管理します。
環境推進員	課等の長	所管する事務事業及び施設等のJMSを実施、維持及び管理します。
環境管理責任者	自治・市民環境部長	JMSを確立、実施、維持及び管理します。また、総括者に対しJMSの運用状況等を定期的に報告します。

職名	充て職	役割・権限
環境管理事務局	環境保全課	環境管理責任者の業務を補助します。
主任内部環境 監査員	環境保全課長	内部環境監査を効率的かつ効果的に実施するため 監査を総理します。
内部環境監査員	所定の講習等を修了 した職員	実行部門及び課等のJMSの構築・運用状況を監 査します。

※1 上越市環境政策審議会環境マネジメントシステム部会

【基-2 適用範囲】

市が管理するすべての事務事業及び施設(以下、「適用範囲」という。)を対象とします。

※対象施設は、省エネ法及び温対法の管理の対象と同一とし、これまでISO14001において対象外としていた学校や指定管理施設、病院・診療所もJMSの対象に含めます。

【基-3 環境方針】

総括者が別に定めます。

※JMSは、環境方針の達成のため、環境に配慮した事務事業の推進や自主基準値の設定による法律の遵守、目的目標の設定及び進捗管理等を行うものです。

【基-4 運用方法】

JMSの運用に必要な作業内容、手順及び様式については、JMSハンドブック及び様式集に定めます。

計画(Plan)

【P-1 法的要求事項】

適用範囲のうち、環境へ負荷を与えるため法令等により規制を受けるものについては、自主基準値を設定し環境負荷の軽減や法基準等を遵守する必要があるため、年度末に法的要求事項調査を実施し、登録表を作成します。登録に当たっては、漏れの防止や基準値との整合を図るため関係する課等から意見を聴取します。

ただし、委託業者等に遵守義務があるものについては調査及び登録の対象外とします。

【P-2 環境目的目標及び実施計画】

OP-2-(1) 環境目的目標

《部門別環境目的目標》

実行部門長は、次の項目の中から環境に有意な事務事業を特定するとともに、年度単位で進捗管理が可能なものを部門の環境目的目標として設定します。

- ・ 環境方針の達成に資する事務事業
 - ・ 環境基本計画に掲げる基本目標及び整備目標の達成に資する事務事業
 - ・ 温室効果ガスの排出削減に資する事務事業
 - ・ 法的要求事項
 - ・ その他、環境への負荷や影響が大きい事務事業や一事業者としての環境活動
- ※環境に有意とは…環境の改善や保全に資する取組(害を少なくする環境負荷軽減だけでなく、環境に良い活動を促進する取組も含まれます。)
- ※環境目的とは…市民サービスの低下を招かない範囲で設定する中期的(概ね3年間)な環境方針の到達点
- ※環境目標とは…環境目的を達成するための単年度の目標値

なお、設定に当たっては、所属職員全員が目標の達成に関与・貢献できるよう、部門の業務と関連付けた身近な環境保全活動を選定するよう考慮し、部門全体の環境意識の高揚や醸成を図るよう努めます。

《市全体の環境目的目標》

環境管理責任者は、各部門が特定した事務事業の中から市全体で取り組むべき環境目的目標を特定し、部門の環境目的目標とともに登録します。

○ P-2-(2) 実施計画

《部門別環境目的目標》

実行部門において環境目的目標達成のための実施計画を策定し進捗管理を行います。また、所属する課等は、その計画に基づき環境の改善保全活動を実施します。

《市全体の環境目的目標》

環境管理責任者は、市全体の環境目的目標達成のための実施計画を策定し、部門の実施計画とともに登録します。

※実施計画とは…環境目的目標を達成するための手段、責任者及び日程

【P-3 法規制遵守及び教育訓練年間計画】

各課等において法規制遵守及び教育訓練のための年間計画を策定し進捗管理を行います。

※各課等の教育訓練は年1回以上、原則として年度当初に実施します。

【P-4 環境改善活動】

各課等において、数値目標を掲げて取り組む環境活動及び数値目標は掲げないが継続的に実施している環境配慮事項を策定し進捗管理を行い、執務室のカウンター等来庁者の目に付く場所に掲示します。

実施及び運用 (Do)

【D-1 手順書】

事務事業の実施による環境負荷を最小限にとどめ、また、効果を最大限に引き出すため、次の事項に該当するものは手順書を策定します。手順書は平常時だけでなく事故や災害などの緊急時を想定したものとします。

- ・ 法的要求事項のうち排出基準が定められているもの
- ・ 環境目的目標に関連するもの
- ・ その他施設管理上必要なもの

※省エネ法に係る管理標準について…「その他施設管理上必要なもの」に該当し、エネルギーを消費する施設において設備ごとに定める。

【D-2 教育訓練】

環境方針及び環境目的目標等に関する職員の知識及び技能の向上を図るため、次の事項に関する教育訓練を年1回以上実施します。

○ D-2-(1) 環境研修

職員の一般的な環境に対する自覚やJMSの理解を深めるため、主に次の内容についての研修を環境管理事務局が主催し実施します。

- ・ JMSの要求事項に関する事項
- ・ 環境の現状や動向等に関する事項

○ D-2-(2) 日常研修

環境に配慮した事務事業の促進を図るため、主に次の内容についての研修を実行部門長又は環境推進員が主催し実施します。なお、法的要求事項登録表に記載のある課等については、遵法についての研修も行います。

- ・ 環境方針及び環境目的目標と自らの業務との関連性について理解を深めるため必要な事項
- ・ D-1で定めた手順とその実効性を高めるために必要な事項
- ・ その他所属職員の環境意識の高揚に資する事項

○ D-3 文書管理

JMS文書にはマニュアルの項番を必ず付し、項番ごとに綴りに保管することとします。また、平常時において最新の状態が確認できるよう、新版と旧版を分けて綴ることとし、保存年限の5年経過後に文書を廃棄します。

点検(Check)

【C-1 進捗管理】

○ C-1-(1) 結果の集約

環境推進員は、環境目的目標との適合性及び法規制遵守・教育訓練、環境改善活動の結果を確認し結果を四半期ごとに報告します。

未達成や不適合が生じた場合又は生ずる恐れがある場合には、ただちに是正及び予防処置を実施するとともに、未達成が2期連続で続いた場合や不適合が発生した場合には、是正及び予防処置の結果や実施状況を実行部門長及び環境管理事務局に報告します。環境管理事務局は報告された内容を点検・評価し、その結果を実行部門長へ通知します。

※未達成とは…目標が未達成となった場合をいいます。

※不適合が生じた場合又は生ずる恐れがある場合とは

…法基準値又は自主基準値が不適合となった場合をいいます。

○ C-1-(2) 結果の報告及び審議

環境管理事務局は、市全体での取組の進捗状況を四半期ごとにとりまとめ、環境管理委員会に報告するとともに、イントラや市ホームページへの掲載により取組結果を内外に公表します。

また、環境推進員は、環境改善活動の結果をカウンター等に掲示し来庁者等に公表するほか、環境政策審議会EMS部会にも同様に報告し、市民の視点からの幅広い見地から改善等に関する意見を聴取します。

環境管理責任者は、これらの取組結果や審議結果のほか、市民からの意見等を取りまとめ総括者へ報告します。

【C-2 内部環境監査】

各課等の取組が、JMSの要求事項に照らし適切に実施されているか評価するとともに、事業活動に伴う環境への負荷を軽減するため、次のとおり実行部門及び課等を対象とした内部環境監査を実施します。

- ・ 監査は、別に定める方法により主任内部環境監査員及び内部環境監査員が行います。
- ・ 監査は、毎年度実施し、3年度で全ての実行部門及び課等が監査を受けます。
- ・ 環境推進員は、自身の課等のセルフチェックを毎年度実施します

マネジメントレビュー(Action)

総括者は、四半期ごとの取組状況等を評価し、見直しを指示します。また、JMSの継続的な適合性、妥当性及び有効性を確実にするため、少なくとも1年に1回、次年度のJMSの見直しを検討し指示します。そのため、環境管理責任者は見直しに必要な情報を総括者に報告します。